

原子力規制国際アドバイザーについて

平成30年10月3日
原子力規制委員会

1. 趣旨

「原子力利用における安全の確保に係る最新の海外の知見を積極的に取り入れることの重要性に鑑み、国外の大学、研究機関、民間事業者等からも専門的な知識又は経験を有する者を、我が国の原子力行政に対して第三者として意見を述べる職に登用することを含め、積極的に登用すること。」との原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第6条第1項第2号の趣旨を踏まえ、海外の経験豊富な有識者を「原子力規制国際アドバイザー」として委嘱し、原子力規制委員会の組織の在り方、安全規制活動への取組の在り方等を含む原子力規制行政に係る全般的な課題について、助言を得ることとする。

具体的には、別紙のとおり規程を定め、以下2. に列挙した有識者に原子力規制国際アドバイザーを委嘱することとする。

2. 原子力規制国際アドバイザー

Dr. Richard A. Meserve

米国原子力規制委員会（NRC）元委員長

IAEA 国際原子力安全諮問グループ（INSAG）議長

Dr. Dana Drábová

チェコ原子力安全庁（SUJB）長官

IAEA 安全基準委員会（CSS）議長

Dr. Andy Hall

英国原子力規制機関（ONR）元首席検査官

欧州原子力安全規制者グループ（ENSREG）元議長

3. 原子力規制国際アドバイザーと原子力規制委員会との意見交換

平成30年10月30日（火）

以上

制定 平成30年 月 日 番 号 原子力規制委員会委員長決定

原子力規制国際アドバイザーの要件及び委嘱等に関する規程を次のように定める。

平成30年 月 日

原子力規制委員会委員長 名

原子力規制国際アドバイザーの要件及び委嘱等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、「原子力利用における安全の確保に係る最新の海外の知見を積極的に取り入れることの重要性に鑑み、国外の大学、研究機関、民間事業者等からも専門的な知識又は経験を有する者を、我が国の原子力行政に対して第三者として意見を述べる職に登用することを含め、積極的に登用すること。」との原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第6条第1項第2号の趣旨を踏まえ、原子力規制委員会の組織の在り方、原子力規制の制度の在り方等を含む原子力規制に係る全般的な課題について助言を得ることができるよう、原子力規制国際アドバイザーの要件及び委嘱等について定めることを目的とする。

(原子力規制国際アドバイザー)

第2条 原子力規制委員長は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者を原子力規制国際アドバイザーに委嘱することができる。

- (1) 海外の原子力規制について豊富な経験を有すること
- (2) 原子力規制について高度な学識を有すること

2 原子力規制国際アドバイザーは、原子力規制委員会の組織の在り方、原子力規制の制度の在り方等を含む原子力規制に係る全般的な課題について、原子力規制委員会又は委員長若しくは委員（以下「原子力規制委員会等」という。）の要請によって、会議等を開催し、原子力規制委員会等に対し、必要な助言を行う。

(原子力規制国際アドバイザーの任期等)

第3条 原子力規制国際アドバイザーの任期は、委嘱の日から5年を経過する日までとする。ただし、再任を妨げない。

附 則

この規程は、平成30年 月 日から施行する。